

# 天草家保通信

熊本県天草家畜保健衛生所 〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3  
電話番号 0969-22-3668 ファックス番号 0969-24-4393  
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>  
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

## 平成20年度県境家畜防疫連絡協議会を開催しました。

9月4日と5日、平成20年度県境家畜連絡協議会を西の久保公園内集会所にて開催しました。県境防疫協議会とは、熊本県と隣接する県の家畜衛生担当者との情報交換会で、この様な会を通して平時より交流を持つ事で、有事の際に県境の障壁無く素早い連携のもと早急な防疫措置を取る事が出来る、等を目的とした会です。

今年度は天草家畜保健衛生所が開催担当家保で、海を隔てて隣接する島原半島を管轄とする長崎県県南家畜保健衛生所と長崎県畜産課の方が来られました。また、熊本県も畜産課、中央・城北・阿蘇・城南の家畜保健衛生所が出席しました。



9/4 情報交換会  
西の久保公園集会所(天草市本戸馬場)



9/5 現地研修  
JAあまくさ繁殖牛供給センター(天草市佐伊津)

4日の会議では、長崎県と熊本県の両県の家畜衛生及び家畜防疫の現状、食の安全安心に向けた対応状況が報告され、また、病性鑑定等に係る話題提供や意見・情報交換も行われました。5日の現地研修では、JAあまくさ繁殖牛供給センター(天草市佐伊津)を紹介しました。

長崎県県南家保で取り組まれている、和牛の一年一産、ピッグ・ドッグシステム(重点立入農家飼養豚の精密検査)について、また、両県から報告された、最近注目している病性鑑定事例が、「ピートンウイルスによる牛の異常産」で、その発生状況や診断について意見交換も活発に行われました。

# トピックス（～最近の家畜衛生事情～）

## 豚生産農家の皆さん、**豚赤痢**検査が始まります

平成16年のと畜場法施行規則の改正により、豚赤痢が検査対象疾病となりました。よって、熊本県食肉衛生検査所でも、平成20年10月から豚赤痢の検査を開始しています。（鹿児島県では既に開始済み。）

本来、食品衛生法において、豚赤痢を含む監視伝染病にかかった豚はと場に出荷できません。粘血下痢便(血便の排泄)、等、本病に感染している疑いのある豚は出荷を自粛してください。また、もし、と畜場の検査で豚赤痢と診断された場合は、**全部廃棄**になります。

### 豚赤痢とは、どんな病気？

豚赤痢は、AR（萎縮性鼻炎）、PRRSや豚丹毒と同じ届出伝染病の一つです。

感染した豚は、元気がなくなり、食欲が減少します。初めは軟便や泥便がみられ、症状が悪化すると、悪臭のある粘血下痢便を排泄するようになります。



腹痛のためつま先立ちとなり、臀部に下痢便が付着することもあります。

## ポジティブリスト制度に関する講習会開催

9月11日に県畜産会館にて『動物薬事講習会～ポジティブリスト制度と臨床現場の適切な対処～（小久江栄一：東京農工大名誉教授）』（県動物薬事等連絡協議会主催、県獣医師会共催）が開催されました。

講師によりますと、「本制度は本来、輸入食材中の化合物規制を目的に制定されたものなので、食肉検査体制は旧来とほとんど変わっていない。従来の残留規制への対応を徹底すればよい。具体的には抗菌薬の残留と記録の徹底を気を付けて欲しい。」との事でした。

講習会には主に県内各地で活躍する産業動物獣医師が多数参加し熱心に聴講されていました。また、質疑応答の時間では現場の体験に基づいた治療薬の選択等について活発な意見交換がされました。

! ?

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。  
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668